

答 申

1 審査会の結論

佐賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定の対象である公文書に添付されている起案用紙についても、対象に含まれるものとして改めて特定し、開示決定等を行うべきである。また、実施機関が非開示とした部分のうち、別表1に記載する部分について開示の決定を行うべきである。それ以外の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対して「元警視の書類送検にかかる3月15日の記者発表までに協議した内容がわかる文書（協議日数、日付、協議者名、肩書、記者発表に関して配布した文書など一切）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成25年3月18日に行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として平成25年3月15日付けの懲戒処分に関する

- ①窃盗（容疑）事案の発生について（以下「本件開示公文書1」という。）
- ②窃盗事案の処分予定について（以下「本件開示公文書2」という。）
- ③窃盗事案の処分実施について（以下「本件開示公文書3」という。）
- ④申立書（以下「本件開示公文書4」という。）
- ⑤懲戒審査要求書（以下「本件開示公文書5」という。）
- ⑥身上調査書（以下「本件開示公文書6」という。）
- ⑦懲戒審査委員会議事録（以下「本件開示公文書7」という。）
- ⑧勧告書（以下「本件開示公文書8」という。）

の8文書を特定するとともに、平成25年4月1日、同文書は条例第6条第2号及び第5号に該当する非開示情報を含むとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、並びに本件開示請求のうち協議内容及び報道関係者に配布した資料に係る請求に対して何ら処分がなされて

いないとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成25年4月16日に、佐賀県公安委員会（諮問実施機関）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（4）報道関係者に配布した資料の開示

実施機関は、報道関係者に配布した資料については、「平成25年3月15日に報道発表をした元警視に関する処分の経緯が分かる協議文書」には該当しないと判断して、本件開示請求に対応する公文書として特定していなかったこと及び

⑨ 報道資料（平成25年3月15日付け、警務部監察課作成、「警察職員に対する懲戒処分について」（以下「本件開示公文書9」という。）

を追加で開示決定することを審査請求人に対し、平成25年4月15日に説明したところ、審査請求人は了承し、審査請求の一部を取り下げる意思を表明した。

これを受け、同日、本件開示公文書9の開示決定を行い、審査請求人に通知した。

（5）審査請求の一部取下げ

実施機関が平成25年4月22日に本件開示公文書9を追加で開示したことから、審査請求人は、平成25年4月26日に、本件審査請求のうち報道関係者に配布した資料に係る部分の取下げを行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

実施機関が理由説明書において述べていることは、概ね次のとおりである。

（1）本件開示公文書1について

非開示情報は、元警視（以下「当該職員」という。）の「氏名」、「役職」及び「生年月日」である。

当該職員の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であること、また、役職、生年月日については、それ自体では個人が識別され得る情報ではないが、当該職員の役職については佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）により定められた職であり、公表されている人事異動関係資料等と照合すれば容易に特定の個人が識別されるおそれがあり、生年月日についても、公表されている人事異動関係資料等における階級との照合、調査等により容易に特定の個人が識別されるおそれがある。

さらに、本件は当該職員による私行上の非違事案であり、当該職員の懲戒処分にかかる情報は、当該職員の職務の遂行に係る情報ではなく、当該職員の氏名等は、条例第6条第2号ニにより開示すべき情報には該当しない。

以上のことから、当該職員の氏名、役職、生年月日については、それぞれ

条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

(2) 本件開示公文書2について

ア 当該職員の氏名、役職及び年齢

前記「(1) 本件開示公文書1について」の理由に同じ。

イ 当該職員の処分予定日について

当該情報は、文書を作成した時点における処分予定日を記載したもので、その後の調査、審議等によって変更も有り得る未成熟情報である。

そのような未成熟情報が公開されれば、今後、その後の必要な調査、審議等を妨げ、又は県民に誤解を与えたり、関係者に無用の混乱を招くなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

ウ 当該職員の処分量定

当該情報は、文書を作成した時点における処分量定を記載したもので、処分量定は、その後、懲戒審査委員会の審議等を経て決定される情報であり、最終的な意思決定までの一過程にある未成熟情報である。

最終的な意思決定がなされていない当該未成熟情報が公開されれば、今後、懲戒審査委員会等行政内部における率直な意見交換等に支障を生じ、又は県民に誤解を与えたり、無用の混乱を招くおそれがあるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

(3) 本件開示公文書3について

前記「(1) 本件開示公文書1について」の理由に同じ。

(4) 本件開示公文書4について

ア 本件開示公文書4の文書作成者の所属及び氏名

当該文書は、当該職員が属する所属の長が作成するものであり、文書作成者の所属又は氏名が公開されることで、当該職員の所属が判明することとなり、公表されている人事異動関係資料等における所属、階級との照合、調査等により容易に特定の個人が識別されるおそれがある。

なお、当該非開示部分は、当該職員が識別されるおそれがあるものとして非開示にした情報であり、この場合、条例第6条第2号ニの「当該個人」は文書作成者である申立人を指すものではなく、当該職員を指すものであるところ、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないことから、同規定により開示すべき情報には該当しない。

よって、条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

イ 当該職員の所属及び氏名

当該職員の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であること、また、当該職員の所属については、それ自体では個人が識別され得る情報ではないが、所属を開示すれば、公表されている人事異動関係資料等における階級との照合、調査等により容易に特定の個人が識別されるおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

ウ 当該職員の規律違反発覚の端緒

規律違反発覚の端緒は様々なケースがあり、端緒が公開されることになれば、発覚の経緯が明らかになることから、端緒情報の提供者に情報を提供することへのためらいが生じ規律違反の端緒が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

エ 当該職員の規律違反の場所

規律違反の場所は、小城市内のパチンコ店として公表されている情報である。

当該パチンコ店に関する詳細な情報が開示されパチンコ店が特定されることになれば、当該店舗への出入客を調査することにより、当該職員及び被害者が特定されるおそれがある。

また、当該パチンコ店は、職員が窃盗を行った規律違反の場所で第三者の立場にあるものであり、第三者の特定に資する当該情報が開示されることになれば、今後行う同種の調査活動等に関して第三者の協力が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある。

よって、当該情報は、条例第6条第2号及び第5号に該当するものとして非開示としたもの。

(5) 本件開示公文書5について

ア 当該職員の所属、階級（身分）及び氏名

前記「(1) 本件開示公文書1について」の理由に同じ。

(6) 本件開示公文書6について

ア 当該職員の氏名

前記「(1) 本件開示公文書1について」の理由に同じ。

イ 当該職員の採用年月日

当該職員の採用年月日に係る情報は、それ自体では個人が識別され得る情報ではないが、公表されている人事異動関係資料等における階級との照合、調査等により容易に特定の個人が識別できる情報であることから、条例第6

条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

ウ 当該職員の俸給

当該情報は、当該職員の給料に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないものの、個人の地位、名誉、財産に係る当該職員固有の情報であって、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであり、開示すれば個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

エ 当該職員の既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由

当該欄は、当該職員の過去の懲戒処分等の有無を含めた懲戒処分等の状況を示すものであり、当該非開示情報は、特定の個人を識別することはできないものの、個人の名誉に係る当該職員固有の情報であって、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであり、開示すれば個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

なお、当該欄は、過去の懲戒処分等が無い場合においても非公開とし、職員の処分歴の有無についての探索的な請求ができないように配慮しているものである。

オ 当該職員の勤務及び成績の良否

「当該職員の勤務経歴」については、それ自体では個人が識別され得る情報ではないが、公表されている人事異動関係資料等との照合、調査等により容易に特定の個人が識別されるおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

また、「当該職員の勤務評価」については、それ自体では個人が識別され得る情報ではないが、所属長による当該職員の評価に係る情報であり、それらが公表されれば、今後、所属長が同欄に率直な意見を記載しなくなり、懲戒に係る公正かつ円滑な調査、審議等のための必要な資料が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

カ 当該職員の平素の行状

同項目における非開示部分は、所属長が「当該職員の平素の行状」に関して記載した評価に係る情報であり、それらが公表されれば、今後、所属長が同欄に率直な意見を記載しなくなり、懲戒に係る公正かつ円滑な調査、審議等のための必要な資料が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

また、非開示部分には、当該職員の役職名が記載されているが、前記「(1) 本件開示公文書1について」と同様の理由で非開示としたもの。

キ 当該職員の規律違反に対する部内又は社会の反響

同項目における非開示情報は、「当該職員の役職名」、「新聞報道された日にち」及び「当該職員の所属部」であり、前記「(1) 本件開示公文書1について」の理由に同じ。

また、「新聞報道された日にち」については、それ自体では個人が識別され得る情報ではないが、本件は特異な記事であることから、当該報道日が特定されれば、調査により記事の情報源が明らかになり、結果的に当該職員や被害者が特定されるおそれがある。

よって、それぞれ条例第6条第2号に該当するものとして非開示としたもの。

ク 当該職員の処分に係るその他処分の加重又は軽減すべき事情

当該情報は、当該職員の処分を加重又は軽減すべき事情について、当該職員が所属する所属の長が参考となる事項を説明したものである。

当該情報には、当該職員の役職が記載され、前記「(1) 本件開示公文書1について」と同様の理由で非開示とした。また、当該職員の評価に係る情報もあり、それらが公表されれば、今後、所属長が同欄に率直な意見を記載しなくなり、懲戒に係る公正かつ円滑な調査、審議等のための必要な資料が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、当該情報は、条例第6条第2号及び第5号に該当するものとして非開示としたもの。

ケ 当該職員の処分に対する意見

当該情報は、当該職員の処分に対する当該職員が所属する所属の長の意見を記載したものであり、それらが公表されれば、今後、所属長が同欄に率直な意見を記載しなくなり、懲戒に係る公正かつ円滑な調査、審議等のための必要な資料が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、当該情報は、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

コ 本件開示公文書6の文書作成者の所属と氏名

前記「(4) 本件開示公文書4について」の「ア 本件開示公文書4の文書作成者の所属及び氏名」の理由に同じ。

(7) 本件開示公文書7について

ア 懲戒審査委員会の審議結果

同項目の当該職員に係る非開示部分は、「役職」、「氏名」及び「年齢」に

関する情報であり、前記「(1) 本件開示公文書1について」と同様の理由で非開示とした。

「その結果」の後ろの部分の非開示情報は、懲戒審査委員会の委員長及び委員の裁決状況を記載したものであり、それらが公開されれば、今後行われる懲戒審査委員会において、委員長及び委員が裁決の際に、率直な意見表明を躊躇するなど、公平中正な裁決を行えなくなり、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

「行為責任」及び「監督責任」に係る非開示情報は、懲戒審査委員会において審議され裁決された処分量定であるが、この処分量定については、この後佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ報告し、意見を聴取することとなることから、未成熟な不確定情報であると言え、当該情報が開示されれば、今後、その後の意見聴取時における公安委員会の率直な意見表明を妨げ、又は県民に誤解を与えたり、無用の混乱を招くなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第5号に該当するものとして非開示としたもの。

(8) 本件開示公文書8について

ア 当該職員の役職及び氏名

前記「(1) 本件開示公文書1について」の理由に同じ。

イ 当該職員の懲戒処分の要否

当該項目に係る非開示部分は、審議され裁決された処分量定を懲戒審査委員会の委員長が実施機関に勧告する際の処分量定であり、前記「(1) 本件開示公文書7について」の「ア 懲戒審査委員会の審議結果」と同様の理由で非開示とした。

(9) 開示決定通知をしなかったという審査請求人の意見について

ア 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に対応する文書は、平成25年4月1日に部分開示決定した文書及び同年4月17日に開示決定した文書のみであり、他に開示請求に係る文書は存在しないと判断し、本件部分開示決定及び開示決定となったものである。

イ 平成25年3月15日の本件窃盗事案に関する発表の際に配布した報道資料の開示について

当該文書にあつては、実施機関において管理している公文書であったが、審査請求書の受理後に、審査請求人と実施機関において、開示請求に係る文書の特定において認識の錯誤があったことが判明した。

よって、速やかに錯誤の状態を解消するため、審査請求人に説明を行った上で、平成25年4月17日に本件開示公文書9について追加で公文書開示決定をし、平成25年4月22日に開示している。

4 審査請求の理由の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書において述べていることは、概ね次のとおりである。

なお、審査請求書において被害者情報、意見書において当該職員の生年月日、年齢、採用年月日、俸給及び勤務経歴並びに規律違反の場所について、審査請求人は非開示を認めている。

(1) 本件開示公文書1について

窃盗容疑の当該職員が警視、本件開示公文書4及び6の作成者が警視と、それぞれ階級は開示されている。警察職員の氏名、所属が開示される階級の課長以上であるにもかかわらず、当該職員の「氏名」「所属」に関して、条例第6条第2号の特定の個人が識別されるとした非開示理由は不当である。実施機関には刑事処分該当外の懲戒処分台帳がある。この台帳では、懲戒処分を受けた職員氏名と所属を非開示にして情報公開の対象としている。本件は警察幹部である警視による刑事犯罪事案である。社会に重大な影響を与えたにもかかわらず、刑事事件として取り扱わない懲戒処分台帳と一律の非開示決定には、条例を盾にして当該職員を秘匿しているという疑念を持たざるを得ない。さらに、実施機関は非開示理由に、「私行上の非違事案であって懲戒処分情報は職務の遂行にかかる情報でない」と説明しているが、厳密に捉えれば懲戒処分情報は職務の遂行にかかる情報に該当する。組織内で懲戒処分を受けることにより、組織に関わる職務を遂行できるかどうか問われることになるのは、「職務の遂行に深く関係する情報」と見なされ、条例第6条第2号ニによる非開示処分に県民の理解は得られない。非開示は不当である。

(2) 本件開示公文書2について

ア 当該職員の氏名、役職及び年齢

前記「(1) 本件開示公文書1について」の意見に同じ。

イ 当該職員の処分予定日

処分予定日が「未成熟情報」として非開示だが、部分開示された日にはすでに当該処分は決定しており、決定結果の公表も行われていた。結果が未公表の時点での開示であれば、その内容によって県民に誤解を与えるおそれを招く場合もないとはいえない。また、「無用の混乱」とはどういうことを指すものか具体的に示されてはおらず、漠然としたおそれは非開示理由として

認められない。「おそれ」問題は非開示にすることの方に起こるといえる。本件は社会に重大かつ深刻な影響を与えた事件である。事件の重大さに加え、懲戒処分の協議過程が不透明がために、却って県民の間に著しい不信感を与えており、警察に対する信頼が大きく損なわれている。非開示による経緯不明より、本事件の重大性に照らして、処分結果に至るまでの経緯を開示することの方が県民の不要な疑念は除かれる。

また、変更が有り得る「処分予定日」について、例えば、処分決定までに「変更」した場合、それに係る正当な理由があり、それを明確に説明でき得るのであれば、公開によって今後の事務事業の実施に「著しい支障を生じるおそれ」があるとは認めがたい。

よって、実施機関は、実際に実施機関内において職員の率直な意見の交換が行われ、厳正な職務の遂行を公正に行ったかについて、県民の知る権利を明らかにして県民に説明する責務がある。警察業務の透明性を高め、警察への信頼と理解を回復するためにも協議の過程を公開するべきであり、非開示は不当である。

ウ 当該職員の処分量定

実施機関は、「当該未成熟情報が公開されると、懲戒審査委員会等行政内部での率直な意見交換などに支障を生じたり、今後の懲戒にかかる調査、審議など事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがある」と理由を説明している。しかし、県民にとっては、公開されれば率直な意見が出されないような審議に意義があるのかははなはだ疑問である。懲戒審査委員会委員等が信念を持って審議に臨み、率直で公正な意見を交わした過程が公開によって明らかにされることの方が、警察業務の透明性及び信頼性を高め公益につながるものである。率直かつ公正な意見交換や業務の遂行に支障が生じる「おそれ」をいうが、支障の具体的な例示がなされているわけではない。「おそれ」は不確実な仮定でしかなく、非開示は不当である。

(3) 本件開示公文書3について

前記「(1) 本件開示公文書1について」の意見に同じ。

(4) 本件開示公文書4について

ア 本件開示公文書4の文書作成者の所属及び氏名

作成者の氏名及び所属については、公務中の公務員情報であり、公務として職にあたる時に特定の個人が識別される不都合や個人の権利利益を害するおそれは全く見出せない。当該職員が個人識別される「おそれ」を理由に非開示にすることで、事件の容疑者隠匿のような不快な疑念を県民に与えている。公開しないことで県民の間には実施機関がというような無用の混乱を生じているのである。警察業務の支障の「おそれ」を仮定に非開示とするよ

り、県民の現実的な疑念の払拭をするために、実施機関としての説明責任を果たすことが求められている。ゆえに、公務として行った文書作成にかかる職員の責務を明確にせず、氏名、所属を非開示としたのは不当である。

イ 当該職員の所属及び氏名

前記「(1) 本件開示公文書1について」の意見に同じ。

ウ 当該職員の規律違反発覚の発端

実施機関による理由説明書では、本件規律違反発覚の発端が××××であることを説明している。この説明ができるのであれば、××××の文字部分は開示すべきであり、この非開示の方法は不当である。

(5) 本件開示公文書5について

前記「(1) 本件開示公文書1について」及び「(4) 本件開示公文書4について」の「ア 本件開示公文書4の文書作成者の所属及び氏名」の意見に同じ。

(6) 本件開示公文書6について

ア 当該職員の氏名

前記「(1) 本件開示公文書1について」の意見に同じ。

イ 当該職員の既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由

県民にとって、本件窃盗（容疑）事件を起こした警察幹部職員がこれまでも職務上また私行上における懲戒等にかかる処分を受けたか否かは重要な情報として知る権利がある。実施機関は「当該職員の名誉や個人の権利利益を害するおそれ」と擁護するが、擁護すべき範疇を超えていると判断される重大事件である。警視の階級にあるものが過去においても処分を受けたとすれば当該職員個人のみでなく組織上の規範意識の問題を指摘しうるものであり、また、過去処分がない場合は「無し」と開示されることで、県民は警察組織内の規律、規範意識の一端を把握できる。こうした判断の基となる既往の懲戒処分の有無などの非開示は県民の知る権利が明らかにされておらず、不当であり開示するべき。

ウ 当該職員の勤務及び成績の良否

当該職員の勤務評価について、実施機関の非開示理由は「公表されれば、今後、所属長が同欄に率直な意見を記載しなくなり、懲戒に係る公正かつ円滑な調査、審議等のための必要な資料が得られなくなるなど、今後の懲戒に係る調査、審議等の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがある」としているが、「評価意見」は、公表の有無にかかわらず率直かつ公正であるはずのものである。管理監督する立場の長にあって、公表にこだわり率直な意見を記載しなくなるようではその任を果たすことにふさわしいとはいえない。率直な意見を記載しない「おそれ」や、事務事業の公

正かつ円滑な実施に著しい支障の「おそれ」は、警察行政の明正さを自ら否定するものである。警察組織内の信頼関係が希薄であるかのような判断に立った仮定の「おそれ」は、県民を納得させ得る理由説明といえず、非開示は不当である。

エ 当該職員の平素の行状

上記「ウ 当該職員の勤務及び成績の良否」の非開示についての意見に同じ。

オ 部内又は社会の反響

同項目の非開示情報「当該職員の役職名」「当該職員の所属部」については、前記「(1) 本件開示公文書1 について」の意見に同じ。

同項目「新聞報道された日にち」の非開示について実施機関は、「本件は特異な記事であることから、当該報道日が特定されれば、調査により記事の情報源が明らかになり、結果的に当該職員や被害者が特定されるおそれがある。よって条例第6条第2号に該当するとして非開示とした」としている。

実施機関が、新聞の「報道日にち」を非開示とした理由説明の「報道日が特定されれば、調査により記事の情報源が明らかになり」とした「情報源」だが、「情報源」にかかる管理は、本件事件を報道した新聞社の責任におけることがらであって、実施機関が管理しうる情報とはいえない。

本件に関する3月9日の新聞報道及びその後の実施機関の発表を受けた新聞各社の続報記事により、県民は元警視窃盗容疑事件の内容はすでに取得していた。ところが、実施機関は「当該報道日が特定されれば、(中略) 当該職員や被害者が特定されるおそれがある」と述べているが、そのように特定される「おそれ」は、実施機関が公に記者発表した時点ですでに生じているといわねばならない。ゆえに、社会に広く知れわたった事実である「報道された日にち」から、当該職員及び被害者の特定されるおそれを理由に非開示にしなければならない妥当性は全くない。非開示は不当であり開示するべきである。

カ その他処分の加重または軽減すべき事情

当該項目における当該職員の役職の非開示については、前記「(1) 本件開示公文書1 について」の意見に同じ。

当該職員の評価に係る情報の非開示については「ウ 当該職員の勤務及び成績の良否」の「当該職員の勤務評価」の意見に同じ。

キ 当該職員の処分に対する意見

当該情報にかかる条例第6条第5号に該当するとして非開示理由に対しては、前記「ウ 当該職員の勤務及び成績の良否」の「当該職員の勤務評価」の意見に同じ。

ク 文書作成者の所属及び氏名

前記「(4) 本件開示公文書4について」の「ア 本件開示公文書4の文書作成者の所属及び氏名」の非開示に対する意見と同じ。

(7) 本件開示公文書7について

当該職員の「役職」「氏名」の非開示に対しては、前記「(1) 本件開示公文書1について」の非開示に対する意見と同じ。

「その結果」の後ろの部分の非開示に対しては、前記「(6) 本件開示公文書6について」の「ウ 当該職員の勤務及び成績の良否」の「当該職員の勤務評価」の意見と同じ。

「行為責任」及び「監督責任」に係る情報の非開示理由について、実施機関は「懲戒審査委員会において審議され採決された処分量定であるが、この処分量定については、この後公安委員会へ報告し、意見を聴取することとなるから未成熟な不確定情報であると言え」、「当該情報が開示されれば今後、その後の意見聴取時における公安委員会の率直な意見表明を妨げ」、「今後の懲戒に係る調査、審議等野事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある」と述べている。しかし、「未成熟な不確定情報」だとしても、懲戒審査委員会が判断した処分量定を開示された場合に、いわば警察を管理監督する立場の公安委員会が、今後率直な意見の表明を妨げられるのであれば、公安委員会委員としてその任にふさわしいとは言いがたく、県民としては公安委員会の構成要素そのものから認められない。しかし、権威をもって率直な意見を表明するものが選ばれてその任にあるはずであり、そうでなければ公安委員としての県民の信託は得られない。公安委員会のありようを貶めるような実施機関の仮定の上に立った非開示理由は、不当であり認められない。

また、非開示理由説明では、「当該不確定情報が開示されれば、県民に誤解を与えたり、無用の混乱を招くなど」とも述べている。しかし、「行為責任」と「監督責任」の内容不明の方が、県民として、協議の結果までの経緯が公正であるかどうかの判断ができない。

ゆえに、審議過程に対する疑念が生じるのであり、実施機関が述べているおそれの「無用の混乱」が生じることがないとはいえない。

このように、県民に与えるのは、非開示にすることによる弊害の方がより現実的なのであり、実施機関による本件の理由説明は具体性に欠け非開示は認められない。

(8) 本件開示公文書8について

ア 当該職員の役職及び氏名

前記「(1) 本件開示公文書1について」の意見と同じ。

イ 当該職員の懲戒処分の要否

前記「(7) 本件開示公文書7」の「行為責任」及び「監督責任」に係る非開示についての意見に同じ。

(9) 本件処分について

本件処分により開示された公文書は、協議した内容の「結果」にすぎない。本件開示公文書は、調査や協議が行われ、それを踏まえた結果を各様式に則って書類作成したと見るのが相当である。協議は、複数の職員がかかわったであろうし、事件発生から4ヵ月近く経過しての公表までには複数回に亘って協議が実施されたとみなされる。これらの文書について存在か不存在かの決定処分すら通知されておらず非開示は全く不当である。

開示請求書に記載している「一切」と、実施機関事務担当者から請求文書を確認された際に回答した「文書の全て」とは、本件の場合、実施機関が、当該職員による平成24年11月25日の重大な窃盗事件の捜査から書類送検を決定した平成25年3月15日までの、約4ヶ月間に行われた全ての協議内容に関する文書一切を意味している。まず、実施機関が本件重要事案の協議を行うに当たって、協議日時の連絡及び協議事項など事前の準備や打ち合わせをするために、職員らが共有し確認する情報を記した文書があるはずである。このようにして参集し本件事案を協議した上で、それを基に順次本件開示公文書1～8が作成されたと見なされる。このような経過を踏まずにいきなり本件開示公文書1～8が作られることはあり得ない。

実施機関は文書の特定あるいは選定など行う必要は全くなく、協議の回数を確認するために請求した「協議した日数」、警視による重大な不祥事をどういう立場の職員が協議したのかを確認するために請求した「協議した者の情報」を含め、協議の実態及び変遷などが把握できうる情報を記載した文書全てを対象として開示しなければならない。

なお、実施機関による「理由説明書」において、「他に開示請求にかかる文書は存在しないと判断し、」と述べているが、実施機関は、部分開示した本件開示公文書1～8以外にその公文書の基となった文書や情報が隠匿されていないか徹底して調査を行い、「一切」とした請求にすみやかに対応すべきである。部分開示した本件開示公文書1～8の他に文書など全く存在しないとなれば、基になった文書を毀棄しているという可能性もあり得る。

5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

(1) 条例第6条第2号該当性について

ア 当該職員に係る情報

本件において、条例第6条第2号に該当することを理由に非開示となっている情報に、当該職員の氏名、役職、生年月日、年齢、所属、採用年月日、俸給、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由並びに勤務経歴がある。

まず、このうち当該職員の「氏名」の部分は、誰が懲戒処分を受けたのかという事実に関わるものであって特定の個人を識別できる情報であるが、条例第6条第2号ニ及び佐賀県公安委員会が管理する公文書の開示に関する規則（平成13年公安委員会規則第14号）の規定により、その個人が公務員等であって、そこでの情報が「職務の遂行に係る情報」に該当する場合には、警部補以下の職にある警察職員を除いて、その氏名を条例第6条第2号を根拠に非開示にはできない。この点、審査請求人は、審査請求書において「公務中の公務員情報を開示するのは当然であって非開示は不当である」とし、理由書において私行上の非違事案であっても「厳密に捉えれば懲戒処分情報は職務の遂行にかかる情報に該当する」と主張しているので検討するに、公務員等が懲戒処分を受けたという情報は、公務員等としての職務を行う者としての資質に関係するという意味では、その者の職務と無関係な情報ではない。

しかし、条例第6条第2号ニにおいて、個人に関する情報であっても当該個人が公務員等である場合に当該公務員等の役職や職務遂行の内容とともにその氏名を非開示情報から除外している趣旨は、職務の「遂行に係る」という文言に示されているように、公務員等が行政機関その他の国の機関等の一員として行った職務の個別具体的な内容を、その責任の所在を含めて明らかにすることにある。

それゆえ、開示の対象となる職務について、公権力の行使を伴うものであるか、会議への出席等の事実行為であるか、あるいは、適正な行為であるか、不適正な行為であるかといった当該職務の性格が問われるべきではないが、いずれにしても、「職務の遂行に係る情報」に該当するのは、当該公務員等が職務として行った行為に関する情報である。

これを懲戒処分を受けた者に係る情報についてみるに、懲戒処分を受けることは当該公務員等の職務ではないし、懲戒処分の理由となった行為が職務として行われたものである場合には、懲戒処分を受けた者であっても氏名が開示されることもあり得るが、本件事案において懲戒処分の理由となった当該職員の行為は私行上の非違行為であって、当該職員が職務として行ったものではないことから、懲戒処分の理由となった行為の違法性の有無やその程度、行為を行った者が公務員であることによる社会的な影響の大小に関わらず、職務遂行に係る情報には該当しないことになる。

したがって、当該職員の氏名は、条例第6条第2号本文の非開示情報に該当することから、この部分を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

次に、当該職員の「所属」については、どこに所属する者が懲戒処分を受けたのかという事実に関わるものであって、氏名が開示されない以上、この情報のみをもってしては特定の個人を識別することはできない。

この点、実施機関は、理由説明書において、それ自体では個人が識別される情報ではないとしながら「公表されている人事異動関係資料等と照合すれば容易に特定の個人が識別されるおそれがある」と説明しているので検討するに、確かに警部以上の階級にある佐賀県警察職員の異動については氏名、階級、所属及び役職が公表されている事実が認められる。

しかし、これらの情報を照合することによっても、当該職員の役職や氏名までもが当然に明らかになるものではないし、本件でこれらの情報の他に一般人が調査等により入手し得ると考えられる情報があるとは考え難いことから、他の情報との照合により特定の個人を識別することはむしろ困難であるというべきであって、所属をもって特定の個人を識別することができるということとはできない。また、所属は、後記の既往の懲戒処分についての情報のように、個人に対する評価や個人としての名誉と関係する情報であるがゆえに一般に他人に知られたいと望み、そう望むことが正当だと認められる情報とは異なるものであるところ、これが開示されることにより、なお個人である当該職員の権利利益を害するおそれがあるというべき個別事情も認められない。

したがって、当該職員の所属は条例第6条第2号本文の非開示情報に該当しないことから、実施機関はこの部分を開示すべきである。

これに対して、当該職員の「役職」については、公表されている佐賀県警察職員の異動についての情報と照合することにより、特定の個人である当該職員を識別することができるものと認められる。

したがって、当該職員の役職は条例第6条第2号本文の非開示情報に該当することから、この部分を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

「既往の懲戒処分の年月日、種別、程度及び理由」については、他の情報と照合することによっても特定の個人を識別することはできない情報である。

しかし、職員の懲戒処分に関する情報は、個人に対する評価や個人としての名誉に関わるものであって、氏名が明らかにならずとも、職員であれば一般に他人に知られたいと望み、そう望むことが正当だと認められる情報である。公務員等の職務に関係する情報であっても、職務の遂行に係る情報でない個人に関する情報は保護されるべきであるところ、このことをその個

人が懲戒処分を受けた者であるからといって否定することはできない。

したがって、仮に既往の懲戒処分があった場合、当該職員の既往の懲戒処分の年月日、種別、程度及び理由は、いずれも条例第6条第2号本文で非開示情報になっている「開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。また、既往の懲戒処分がない場合に開示すると、非開示の場合に何らかの処分を受けたことを示すこととなるから、既往の懲戒処分の有無にかかわらず、これらの部分を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

ところで、本件においては、当該職員の階級、所属及び役職が、開示請求があった時点で既に報道により本件事案の概要とともに公表されているという事情があるが、条例に基づいて情報が開示されるべきか否かは、各条項の解釈と事案に応じた適切な適用により決定されるべきものである。それゆえ、報道による情報の公表と条例に基づく情報開示とは別であり、報道によりこれらの情報が公表されているからといって本来非開示であるべき情報を開示すべきということにはならないので付言する。

なお、当該職員の生年月日、年齢、採用年月日、俸給及び勤務経歴については、審査請求人が提出した意見書において非開示を認めており、争いがないため、当審査会は判断しない。

イ 文書作成者に係る情報

本件において、条例第6条第2号に該当することを理由に非開示となっている情報に、本件開示公文書4及び6の作成者である当該職員の所属長の「所属及び氏名」がある。

本件開示公文書4及び6にある情報は、当該職員の規律違反について所属長が取り扱った職務の内容が記載されているものであることから、それ自体、条例第6条第2号ニにいう「職務の遂行に係る情報」であることはいうまでもない。そして、所属長は警部以上の警察職員であることから、そこでの情報がその他の非開示情報に該当しない限り、所属長の「氏名」が役職や職務遂行の内容とともに開示されなければならないことになる。

この点、実施機関は、「当該文書は、当該職員が所属する所属の長が作成するものであり、文書作成者の所属又は氏名が公開されることで、当該職員の所属が判明することとなり、公表されている人事異動関係資料等における所属、階級との照合、調査等により容易に特定の個人が識別されるおそれがある。」と説明するが、前記したとおり、これらが開示されることによって、条例第6条第2号本文にある「特定の個人を識別することができる」ということも「開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ということもできない。

そして、文書作成者の氏名とともに非開示となっている所属が、条例第6条第2号ニの規定により開示されるべき情報に含まれているかどうかについては、文言上は明らかではないものの、文字通り課長や係長といった役職及び氏名と職務の内容のみが開示されてその所属が明らかにされないままでは、職務の遂行に係る情報を開示すべき情報とする条例の趣旨からしても不十分であり、また、所属が開示されても当該公務員等の権利利益を害するところはないことから、同号ニの「職」には当該公務員等の役職とともに、勿論のこととしてその所属が含まれているものと解すべきである。

したがって、本件開示公文書4及び6の作成者の所属及び氏名は条例第6条第2号本文の非開示情報に該当しないことから、実施機関はこれらの部分を開示すべきである。

ウ 新聞報道された日にち

本件開示公文書6の中で非開示となっている情報に本件事案が最初に「新聞報道された日にち」があるが、実施機関は、理由説明書において「当該報道日が特定されれば調査により記事の情報源が明らかになり、結果的に当該職員や被害者が特定されるおそれがある。」と説明している。

しかし、そもそもこの情報は当該新聞が発行された時点で何人も知り得る情報であり、また、新聞報道された日を開示することにより、当該職員や被害者の特定につながる新たな情報を取得するための何らかの調査が可能になるとは一般的には考え難いことから、実施機関の説明は非開示とする理由にはならない。

したがって、「新聞報道された日にち」は条例第6条第2号本文の非開示情報に該当しないことから、実施機関はこの部分を開示すべきである。

エ その他の情報

その他の情報で、実施機関が条例第6条第2号該当を理由に非開示としているのは規律違反の場所であるが、審査請求人は提出した意見書において非開示を認めており、争いがないため、審査会は判断しない。

(2) 条例第6条第5号該当性について

本件において、実施機関が条例第6条第5号に該当することを理由に非開示としている理由として、実施機関は「公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を生じるおそれがある」「公にすることにより懲戒処分を適切に実施する上で支障を生じるおそれがある」ということを挙げ、理由説明書においても同旨の説明をして条例第6条第5号の非開示情報に該当すると説明しているところである。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、部分開示された時期には当該職員の処分が決定され、書類送検されたことが公表済みであることから

「職員の人事管理にかかる支障や懲戒処分にかかる真偽を公にすることで処分の適切な実施に支障を生じるおそれは消失しており、画一的な非開示理由は該当しない。」と主張している。

この点、当該審議等が終了している場合や当該事務事業の処理が完結している場合には、そこでの情報が開示されることによる当該審議等自体や当該事務事業自体に対する影響を考え難いということにはなるが、条例上で当該審議等や当該事務事業のみならず、「同種の審議等」や「同種の事務事業」についての影響をも考慮に入れて非開示情報の該当性を判断するべきものとしているところからすれば、当該審議等の終了といった事情があることのみをもって、同条同号に該当しないということにはならない。

そこで、条例第6条第5号を根拠に非開示とされている情報については、実施機関が説明するところの「公にすることにより懲戒処分を適切に実施する上で支障を生じるおそれ」があるか否かについて、非開示とされている部分毎に個別に検討することになるが、同条同号がいう「当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがある」と認められる場合とは「著しい」との表記がなされていることからして、抽象的にそのようなおそれがあり得ることをもって同条同号に該当するということとはできず、情報が開示されることによってそのようなおそれがあることが、少なくとも客観的かつ具体的に認められなければならないというべきである。

以上の点を踏まえ、個別に検討する。

ア 当該職員の処分予定日及び処分量定

本件開示公文書2において非開示となっている部分に「処分予定日」があるが、あくまで「予定」ということが明示されている以上、この日が公開されていた場合に後に予定が変更されたことによって生じる支障を想定できず、開示することによって当該懲戒手続はもとより同種の懲戒手続においても著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、処分予定日は条例第6条第5号の非開示情報に該当しないことから、実施機関はこの部分を開示すべきである。

同公文書の「処分量定」の部分についても、その後の懲戒手続を経る前の文書作成時点における量定をいうものであって、あくまで予定であるということでは、上記の処分予定日と同様の側面がある。しかし、ここでの処分量定は処分予定日のように単なる事務手続上の検討結果を示すに過ぎないものではなく、懲戒処分の有無及びその内容に関する確定前の検討結果が示されているものであるから、開示することにより当該懲戒手続のみならず、同種の懲戒手続においても著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件開示公文書2における処分量定は条例第6条第5号の非開示情報に該当することから、実施機関の決定は妥当である。

また、本件開示公文書7において懲戒審査委員会が決定した処分量定が、本件開示公文書8において懲戒審査委員会の委員長が本部長に勧告した際の処分量定がそれぞれ非開示となっている。後記する佐賀県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程（昭和29年佐賀県警察本部訓令第11号。以下「懲戒規程」という。）によれば、勧告を受けた本部長は懲戒処分を行うに当たって公安委員会に報告し、そこでの意見を聴くことになっているところ、実施機関は理由説明書において、これらの情報が開示されることにより「その後の意見聴取時における公安委員会の率直な意見表明を妨げ、又は県民に誤解を与えたり、関係者に無用の混乱を招く」と説明している。

しかしながら、これらの処分量定は懲戒審査委員会での審査の内容を明らかにするものではなく、審査の結論のみを明らかにするものであるし、本部長が公安委員会の意見を踏まえて懲戒処分を行うことが手続上求められているとしても、これらの処分量定は、本件開示公文書2における処分量定と異なって「予定」という未確定なものではなく、懲戒審査委員会の結論として確定しているものであって、先になされた懲戒審査委員会の決定自体が公安委員会の意見によって取り消されるものでも、変更されるものでもない。もとより、公安委員会の率直な意見表明がなされることは重要であって、これにより先に委員会によって決定されていた処分量定が見直されることがあり得るとしても、処分量定の公開がこのような公安委員会の意見表明の妨げになると考えることはできない。よって、懲戒審査委員会において決定し、勧告された処分量定を開示することによって当該懲戒手続に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。そして、対象となっている事案や事情を異にする将来の懲戒手続において、過去の処分量定が公開されていることによる処分量定に与える影響を具体的に想定することができないことからすれば、懲戒審査委員会において決定し、勧告された処分量定を開示することによって著しい支障が生じるおそれがあることを同種の懲戒手続に関して認めることもできない。

したがって、本件開示公文書7及び8における処分量定は条例第6条第5号の非開示情報に該当しないことから、実施機関はこれらの部分を開示すべきである。

イ 当該職員の規律違反発覚の端緒

本件開示公文書4（規律違反の申立書）の中で非開示になっている「規律違反発覚の端緒」の部分には、当該職員が行った規律違反発覚の原因となった具体的な事実が記載されている。例え情報提供者の氏名が明らかにならな

いとしても、この情報が公開されることになると、将来、情報提供者が情報提供をためらうことも考えられ、開示することにより同種の懲戒手続において著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、この部分は条例第6条第5号の非開示情報に該当することから、実施機関の決定は妥当である。

なお、実施機関が理由説明書において非開示とした情報を明示して説明したことと非開示情報の該当性の判断は別であり、これをもって非開示理由が消滅し、開示しなければならないことにはならない。

ウ 当該職員の勤務評価、平素の行状及び評価並びに当該職員の処分に対する当該職員が属する所属の長の意見

これらの情報は、当該職員が属する所属の長が作成する本件開示公文書6に記載されているもので、所属長が当該職員に対する評価や身上調査により得られた情報に基づく意見を述べた部分であり、その裁量に基づいて率直な評価や意見を記載することが前提となっている。同公文書は、実施機関において当該職員に対する懲戒処分の有無及びその内容を検討するにあたって考慮の対象になる情報を明らかにするものであるところ、このような性格の情報が公開されることになると、将来、所属長が同種の文書に率直かつ具体的に記載することを躊躇することも考えられ、結果として同種の懲戒手続を実施するにあたって必要な情報が十分かつ正確に得られなくなるおそれがある。

ただし、本件開示公文書6で非開示になっている部分のうち「7 その他処分の加重又は軽減すべき事情」の欄中の、2行目の7文字目から34文字目までの部分は、警察職員としての一般論を記述している部分であり、記載するにあたって所属長の裁量を容れる余地はほとんどなく、少なくとも当該職員のみについての評価ではないと判断されるため、当該懲戒手続のみならず同種の懲戒手続においても、開示することによって著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、実施機関はこの部分を開示すべきであるが、同公文書のその他の部分については条例第6条第5号の非開示情報に該当することから、実施機関の決定は妥当である。

エ 懲戒審査委員会の委員長及び委員の裁決状況

本件開示公文書7にある「委員長及び委員の裁決状況」であるが、この項目は各委員による賛否を明らかにする情報であり、この情報が公開されることになると、将来、公開が予定されていない懲戒審査委員会の裁決において率直な賛否の表明を躊躇することも考えられ、開示することにより同種の懲戒手続の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、この部分は条例第6条第5号の非開示情報に該当することから、実施機関の決定は妥当である。

オ その他の情報

その他の情報で、実施機関が条例第6条第5号に該当することを理由に非開示としているのは規律違反の場所であるが、審査請求人は提出した意見書において非開示を認めており、争いがないたため、当審査会は判断しない。

(3) 開示決定通知をしなかったという審査請求人の主張について

ア 実施機関は理由説明書において「協議した内容が分かる文書に対応する文書は、平成25年4月1日に部分開示決定した文書及び同年4月17日に開示決定した文書のみであり、他に開示請求に係る文書は存在しない」とし、協議した内容が含まれるものとして特定していると説明している。しかし、審査請求人は審査請求書において「今回公文書部分開示決定通知によって部分開示された公文書は、協議した内容の「結果」にすぎない。」「請求人は協議の内容、日数や日付、協議に加わった者などの情報と経過を確認するために開示請求を行った。」「これらの文書について存在か不存在かの決定処分すら通知されておらず非開示は全く不当である。」として、本件公文書開示請求の対象に含まれるもので開示決定等がなされていないものがあるはずであると主張している。

この点、佐賀県警察文書管理規程（平成13年佐賀県警察本部訓令第11号。以下「文書管理規程」という。）第21条において「事務を処理するに当たっては、文書を作成するものとする。」との定めがあるものの、同規程は事務処理の内容を決定するにあたっての実施機関内における検討又は協議した内容を文書化することまでも義務付けるものではない。したがって、検討に係る日時、参加者又は協議内容を明らかにする文書が作成されていないとしても、そのことのみをもって直ちに不合理であるとはいえない。もっとも、上記規程によっては文書の作成が義務づけられていないとしても、協議の目的や内容によっては、実施機関内で何らかの文書が作成される可能性があることは否定できないので、当審査会は、本件事案についての実施機関の対応の経緯を確認した上で、実施機関の説明の合理性についてさらに検討することとした。

イ まず、審査会において懲戒手続の手順について確認したところ、懲戒規程によれば、概要次のような手順によるものとされている。

職員に規律違反があると認めた所属長又は監察事務の担当者等から「規律違反の申立」がなされ（第4条及び6条）、次に本部長から「懲戒審査の要求」がなされることになる（第10条1項）。この要求を受けて懲戒審査委員会が開催されることとなっているが（第7条及び9条）、この懲戒審査委

員会は本部長を委員長とし、他に各部長、主席監察官、上席監察官、監察課長の中から若干名を委員として構成されるものであり、その審議は書面審査であるのが原則とされていて、被申立者その他の関係者の出席は被申立者が要求した場合等に限られている（第12条第2項）。ここでの協議の結果として懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項が決定し、本部長に勧告がなされることとなる（第15条）が、懲戒処分を執行する前に本部長から公安委員会に被処分者、処分の内容、規律違反の内容等について報告し、意見を聴くことになっている（第16条）。

そして、当審査会は、実施機関の職員から本件事案についての対応の経緯について説明を受けたところ、以下のような事実があることが認められた。

実施機関では、平成24年11月25日に事件が発覚したのを受けて捜査を開始するとともに、平成24年12月5日付の本件開示公文書1（「窃盗（容疑）の発生について」と題する文書）をもって警察庁に報告がなされている。当該職員に関する懲戒の手続は、捜査の目途がつくのを待って平成25年2月中旬以降に行われているが、懲戒手続に先立って処分予定について監察課内での協議並びに監察課長、首席監察官、警務部長及び本部長が参加しての協議が行われ、その結果をもとに平成25年2月26付の本件開示公文書2（「窃盗事案の処分予定について」と題する文書）をもって協議結果が警察庁に報告されている。その後、平成25年3月11日に当該職員が属する所属の長が本件開示公文書4（規律違反の申立書）を本部長に提出し、同日これを受けて本部長が本件開示公文書5（要求書）及び同6（身上調査書）を懲戒審査委員会に提出している。なお、本件開示公文書6は、当該職員が属する所属の長が作成後、監察課に提出し、監察課が作成する本件開示公文書5の添付資料として決裁が行われたものである。同日開催された懲戒審査委員会では、資料として本件開示公文書2を配布の上、監察課長によって口頭説明が行われて裁決され、同日のうちに本部長宛の勧告がなされた。なお、当該職員に対する懲戒処分の量定については、警察庁長官官房長から示されている「懲戒処分の指針（通達）」に基づいて判断されている。

ウ そこで検討するに、まず、本件事案を処理するにあたって実施機関内で作成された文書として本件開示公文書2がある。これは本件事案を警察庁に報告するために作成されるものであり、「処分予定日」「処分量定」「処分事由」といった懲戒手続における基本的な方針が記載されているものである。このことからすれば、この警察庁への報告前に報告内容を確定するための協議が実施機関内でなされていると考えるのが合理的であるところ、前記したとおり、実際に監察課内での協議並びに監察課長、首席監察官、警務部長及び本部長が参加しての協議が行われている。そして、そこでの協議の主な目

的である処分量定を決定するにあたっては、「懲戒処分の指針（通達）」に基づいたということであることから、当審査会においてその内容を確認したところ、規律違反行為の態様に応じて懲戒処分の種類や程度を示すもので、ある程度画一的に処分の有無やその内容を決めるための指針として運用されるに足りる内容となっていた。そうすると、事案自体は比較的簡明であった本件事案においては、この指針に照らして適切な結論を下したということ、処分の有無等についての実質的な協議を繰り返し行わなければ結論に達することができないとは考え難く、そこでの協議内容について何らかの文書を作成し、記録しておくべき事情があったということもいえない。

したがって、本件では、この警察庁への報告がなされた時点で本件事案についての懲戒処分の有無及びその内容といった方針が事実上決定し、その後の処理としても、この方針を踏まえて事務処理のために作成される申立書、申立書に添付され「処分の加重又は軽減すべき事情」や「処分に対する意見」を記載した本件開示公文書6、さらに、本部長名で作成される本件開示公文書5といった公文書が起案され、処理がなされたということができるし、規律違反の申立（4）がなされた後、本部長による懲戒審査の要求（5）がなされるまでの間には、格別に何らかの協議がなされることはなく、その後の懲戒審査委員会における協議についても、実質的な協議が行われることはなかったということができる。また、懲戒審査委員会から本部長宛に勧告がなされた後、平成25年3月15日に行われた記者発表までの間に本件事案について実施機関内で何らかの協議が行われたということやうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことからすれば、既に部分開示された本件開示公文書1～8の他には協議した内容が分かる文書は存在しないとの実施機関の説明自体を不合理ということとはできない。

エ もっとも、本件開示公文書1～8に関して、文書管理規程第22条及び第23条に基づいて、実施機関内の事務処理において当然に作成されていなければならないはずの「起案用紙」が開示されていない。

そこで、当審査会において、本件開示公文書に係る起案用紙の存在を確認したところ、実施機関の職員から、本件開示公文書の作成に際し、伺いの趣旨が記載され決裁印が押印された起案用紙が存在するとの説明があり、現に実施機関内に存在することが認められた。そして、この起案用紙には「起案月日」「決裁終了月日」「決裁者欄」の中に記載があることから、これらが非開示情報に該当しない限りは、本件で審査請求人が求めているもののうち協議の日数や日付、協議に加わった者といった情報を知ることができるものとなっており、実施機関の説明を前提としても、本件開示請

求の対象に含まれるものと認められる。

したがって、実施機関はこれらの起案用紙を対象公文書として特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(別表 1)

対象公文書	開示すべき部分
窃盗（容疑）事案の発生について（本件開示公文書 1）	・当該職員の所属
窃盗事案の処分予定について（本件開示公文書 2）	・当該職員の所属 ・処分予定日
窃盗事案の処分実施について（本件開示公文書 3）	・当該職員の所属
申立書 （本件開示公文書 4）	・文書作成者の所属及び氏名 ・当該職員の所属
懲戒審査要求書 （本件開示公文書 5）	・当該職員の所属
身上調査書 （本件開示公文書 6）	・新聞報道された日にち ・当該職員の所属 ・「7 その他処分の加重又は軽減すべき事情」の欄中、2 行目の 7 文字目から 3 4 文字目までの部分 ・文書作成者の所属及び氏名
懲戒審査委員会議事録 （本件開示公文書 7）	・当該職員の所属 ・処分量定
勧告書 （本件開示公文書 8）	・当該職員の所属 ・処分量定

6 審査経過

審査会の審査経過は、別表 2 のとおりである。

(別表2)

年 月 日	審 査 経 過
平成 25 年 4 月 18 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 25 年 4 月 26 日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成 25 年 5 月 24 日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成 25 年 6 月 7 日 (平成 25 年度第 1 回審査会)	・ 審 議
平成 25 年 6 月 28 日 (平成 25 年度第 2 回審査会)	・ 審 議
平成 25 年 9 月 13 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)